

令和3年8月13日

介護保険事業者 各位

茅ヶ崎市高齢福祉介護課
介護保険担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護等更新認定の臨時的な取扱いについて

本市の保健・医療・福祉行政につきまして、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」及び「同（その4）」（以下「臨時的な取扱い」という。）に基づき、本市では令和2年12月23日付「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の延長について」により、要介護等更新認定の対象者のうち要件を全て満たす被保険者については、認定調査を実施せず、従来の有効期間に新たに最長12か月を合算する措置を実施していましたが、本市の取扱いを次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 更新申請書について

令和3年10月受付分の更新申請より、「臨時的な取扱い」による有効期間の延長を希望される場合、「要介護・要支援更新認定における有効期間延長申請書」を提出するように変更します。なお、この際には従来の更新申請書の提出は不要です。詳細は別紙「更新申請の手続きについて」を参照してください。

2 更新申請の手続きについて

【通常の更新申請】

従前のおり更新申請の手続きを行ってください。（現在更新申請の有効月数は最長48か月となっております）ただし、認定調査の実施が必要となることを御承知置きいただくとともに、認定結果が出るまでには相当の時間を要する可能性がある旨を申請者等にお伝えください。

【臨時的な取扱いに基づく有効期間延長申請】

「要介護・要支援更新認定における有効期間延長申請書」を高齢福祉介護課認定担当に郵送又は持参により提出してください。従来の更新申請書の提出は不要です。様式は、市ホームページよりダウンロードできるほか、高齢福祉介護課窓口でも配布いたします。

※更新申請の多くは申請受付開始日に集中するため、窓口の混雑緩和を目的とし、市内事業者の申請書の提出日を事業所所在地別に指定させていただきます。ホームページの「要介護認定申請受付年間予定表」をご確認いただき、該当する地区の受付開始日の来庁に、可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。郵送の場合は、到着日を申請日とします。

事務担当 福祉部高齢福祉介護課 認定担当
電話 0467(82)1111 内線 2135-2136